

広 聴 特 別 委 員 会

日 時 令和 3 年 2 月 2 2 日 (月)

本会議終了後

場 所 第 2 委員会室

付議事項

- 1 モニター意見について
- 2 議会報告会について
- 3 その他

モニターからの意見	議会の考えと対応
8月に市議会モニター説明会を開いていただき、ありがとうございました。 市議会の仕事について、詳しく説明していただき、理解することができました。 議員の皆さんが、議会開会中だけでなく、日常的に市民の生活を守るために働いておられる様子が分かりました。 モニターとして何をしたらいいのか等、広聴特別委員会の議員さんたちと和やかに話し合うことができ、感謝しています。 学んだことを友人・知人に話し、市議会にもっと関心を持ってもらおうと思います。 私たちの年代は、インターネット等にも疎い人が多いと思います。 広報紙“ザ・市議会”の存在がとても大切だと思います。	激励のお言葉、ありがとうございます。 これからも、市民から信頼される議会を目指し、活動してまいります。 広報編集の方針として、市民に分かりやすく、読みやすいことをモットーに編集作業に当たっています。 今後も、読んで面白い、議会のことがよく分かる紙面になるよう頑張ってまいります。

モニターからの意見	議会の考えと対応
議会運営についての意見 先日会派が解消され、無所属議員が10名となりました。 山陽小野田市議会議員22名のうちの10名が無所属というのはいかがでしょうか。 議会運営委員会は12名の議員を代表して、わずか4名が議会運営の決め事を行っておりますが、約半数の議員がそれに関わっていないことに違和感を覚えます。 もちろん、ルール違反ではないことは承知しておりますが、この状態が健全なのでしょうか。 本件につきまして、山陽小野田市議会として、どのようにお考えでしょうか。	健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。

モニターからの意見	議会の考えと対応
議会モニター意見 ■ 9月議会を傍聴して <一般質問の自粛について> (1) なぜ一般質問が4名しかいなかったのでしょうか。なぜ「議員の権利」を6月議会に続いて放棄することになったのでしょうか。 (2) 新型コロナウイルス感染予防のため、「三密」対策の一環として、一般質問が「自粛」されたとすれば本末転倒ではないのでしょうか。お隣の宇部市議会の対応と比べても(宇部市議会は6月21名、9月22名が一般質問をしています)、山陽小野田市と議員の対応は少し変です。本会議場が工事のため使えないとしても、一般質問は定例議会ではできない議員の権利です。「三密」を避けて、本会議や委員会での質疑は当たり前のように行っているのに、なぜ一般質問だけは「自粛」の名の下に、多くの議員が一般質問を取りやめたのでしょうか。 <会派「令和」の解散にともなう議会運営委員会のあり方について> (1) 議会内の最大会派の「令和」(6名)が解散したため、「令和」から選任されていた議会運営委員2名が辞職を余儀なくされたために、現在の議会運営委員会は4名で構成されることになりました。また、現在の議会は会派所属議員12名、無所属議員10名という構成で、議会運営委員会は会派所属議員だけで構成されるため、12名による意見調整機関となっています。これは異常とは言えないのでしょうか。 (2) 議会運営委員会は議会内の会期日程や議会運営上の諸問題を議論し、多数の意見を持って解決しながら、正常な議会運営を行うことが大きな役割ではないかと思ひますし、同時に議員間の意思疎通、意見調整機関でもあります。無所属議員が約半数を占めるような事態については、新たな議会運営委員会の構成に関して、新しいルール作りが必要ではないでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明の中、感染予防対策等を鑑み、議会運営委員会において自粛を決定しました。一般質問をした人数については、各議員が慎重に検討した結果だと捉えております。 健全な状況ではないと認識しております。委員外議員の出席要求を行い、合理的な委員会運営に努めてまいります。また、新たなルール作りについては検討してまいります。

<産業建設常任委員会の「秘密会」の会議録公開について>

(1) 3月及び5月に行われた産業建設常任委員会の「秘密会」に関して、その後「人名等を公表しない」との秘密事項が確認されて、会議録の公開が行われましたが、依然として一部の参考人を招致したときの委員会の会議録が公表されていません。これはなぜなのでしょう。

秘密会を行った委員会において会議録の公開を決定し、会議録の公開をしましたが、会議規則では「秘密会の議事の記録は、公表しない」となっており、議会事務局の見解を基に議長の確認を経て、現在非公表となっております。今後、議会運営委員会において市の情報公開条例等との関連性を含め検討してまいります。

<新型コロナの感染予防対策に関して>

(1) 先日、本会議を傍聴しました。新型コロナ感染防止策として、本会議場の換気のための扇風機を部屋の中に向けて稼働させていました。実はこれもNHKの同番組内で実効性のある部屋の換気対策の中で紹介されており、扇風機は部屋の中からドアの外に向けて稼働させたほうが効率もよく、サーキュレーターとセットで使うと何倍もの換気能力が発揮されると放送していました。これなども積極的に実施してはどうでしょうか。

貴重な御意見ありがとうございます。12月定例会から感染症防止対策として、議場にアクリル板を設置しました。また、こまめな休憩を挟み、その休憩時間に3台のサーキュレーターを使い効率的な換気をしております。今後とも効果的な感染防止対策に努めてまいります。

モニターからの意見	議会の考えと対応
先日、百歳体操の後の懇談で、私たちの住んでいる校区に市議会議員が少ないという話になりました。こういう場所に出向いていただく機会があるといいのではないかと思います。広報紙で呼び掛けていただいたらいいのではないのでしょうか。	現在はコロナ禍により、開催が困難な状況ではありますが、今後、市民懇談会への申し込みを促していきたいと考えます。また、昨年、議会からも市民懇談会の開催を行うことができるように実施要項を改正いたしました。

モニターからの意見	担当委員会
11月26日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと 1. 山陽小野田市議会基本条例について ア. 山陽小野田市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）中には、山陽小野田市（地方公共団体）の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。 イ. 第9条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。 ウ. 第9条1項中に規定される「共通認識…図り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。 政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。 2. 市議会や各種委員会について 前1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。 議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますが、いかがでしょうか。 相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。 3. 議会等の質問時間について 議会等の質問時間について、午前中の時間を12時から12時20分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、20分の延長を決定されたように拝聴しました。 これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。	

ア．質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはいかがでしょうか。 イ．質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。 ウ．ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがでしょうか。	
---	--

令和2年12月10日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
意見と質問 前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。 即ち「議員」と「議会人」の違いです。 これを踏まえてモニター活動をしなければならないと考えていますが、よく分かりません。 議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。	

モニターからの意見	担当委員会
1. 一般質問時のマスク適用除外について 昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。 当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。 議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。 2. 政策討論会の開催について 長い期間政策討論会が開催されておきませんが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。 先般「日本国旗掲揚について」が最後だったのでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたのでしょうか。 開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。 3. 会派の意味について 山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。 また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進させることにつながるのではないのでしょうか。御検討ください。	

令和3年1月26日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
広聴委員会を見て 1月26日の広聴特別委員会で「お知らせ」として、職務以外の意見は掲載しない旨の案内が出されることが決定されました。これはただ単に委員長の指導力不足を露呈するもので、今さら全員に知らせるのは情けないと考えます。最初に説明していることです。議会のルールをルールとして、毅然と対応することが議会として求められていると考えるが、いかがか。	

モニターからの意見	担当委員会
モニター意見の配布について モニター意見の取扱いは機関決定され、その手順によって進められております。そのことに異議はありませんが、提出のタイミングにもよりますが、モニターの意見が提出されてから、議員各位に配布されるまでにタイムラグが発生しているようです。 モニター意見の配布については、議員に対して随時渡されるようなルールが良いのではないのでしょうか。 その理由として 1. まとめてモニターの意見を受け取った場合、数が多いときにしっかりと読めないことがあり得ること。 2. 委員会を見ての意見などは、議員が記憶のある間に読んでいただくことで、より理解が深まる可能性が強いこと 3. モニターの意見についての検討には一定の時間が掛かります。これはしょうがないことですが、内容によっては速やかに検討を要するものや、議会として実行できることもあるかもしれません。そういった情報を取りこぼさないためにも、タイムリーな周知を行う必要性があるのではないか。	

モニターからの意見	担当委員会
議会モニターからの意見（2） ＜市営住宅条例一部会の議論について＞ 1. 令和元年12月6日の産建委員会に条例改正の提案 令和元年12月議会に市営住宅条例の一部改正案が提案されました。この条例改正案を審議した12月6日の産建委員会の会議録を読み返してみました。条例改正に関して建築住宅課長は「近年、身寄りのない単身高齢者が増加し、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念される」ため、国は民法と公営住宅管理標準条例（案）を改正して「保証人に関する規程を削除した」こと、それに伴い「本市でも、住宅に困窮する低所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人を2名から1名に減じる」ことにしたと条例改正の趣旨を説明しています。 （1）連帯保証人を減じることが民法改正の趣旨ではない しかし、改正民法のどこを見ても、連帯保証人の人数を変えるという規定はありません。昨年4月から施行された改正民法では「極度額（限度額）の定めのない連帯保証契約は無効となる」との趣旨が明記されたのです。 例えば、ある自治体のホームページでは「4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルールのもろく化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大限の額（極度額）を定めないで連帯保証をしている場合が多く、予期せず高額な債務を負うことがありました。そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ、保証契約は無効になるというルールが設けられました」（福岡県志免町）と解説しています。 この民法改正のきっかけとなったのは、平成9年11月13日付最高裁判決以降、各裁判所で連帯保証人への債務の限度額が認定され、民法改正に至ったものです。その後、国は公営住宅管理標準条例（案）から連帯保証人に関する規程を削除し、公営住宅入居時に連帯保証人を置くかどうか及び極度額の設定は、各自治体の判断に任せることになったのです。山口県内でも、下関市など数自治体では連帯保証人を置かず、保証会社による代行を行えるようにしたのです。条例改正の趣旨が全く違うではありませんか。	

(2) 市営住宅条例施行規則の審議をなぜしなかったのですか

今回の条例改正は、連帯保証人を2名から1名に減じることが改正点ですが、民法改正の最大の趣旨が連帯保証人の「極度額」明記にあったのに、それは施行規則の中に規定されるため、委員会審議に付されないこととなります。しかし、宇部市議会では市営住宅条例改正の審査とともに、施行規則も委員会に提出させ、極度額の議論がされています。山陽小野田市議会では、この民法改正の趣旨が全く議論されなかったのはなぜですか。

(3) 連帯保証人に代わる保証会社の代行を、なぜ認めないのですか。

委員会審査の中では、連帯保証人の保証債務に関する議論はされました。しかし、生活保護利用者などの生活困窮者の連帯保証人確保の困難さや、連帯保証人が亡くなった場合などに別居親族等に債務の請求が及ぶことが議論されていますが、県や下関市のように保証会社に代行させる方法に関して、なぜ議論がされなかったのでしょうか。

(4) 契約更新時等の場合の新条例適用に関して

条例では令和2年4月以前の契約は、旧民法が適用されるとしています。しかし、同じ市営住宅への転居や契約更新時には、改正民法が適用されるのかどうか全く不明です。経済産業省「既存の賃貸借契約を合意により更新し、この更新合意書に連帯保証人が署名捺印すると、新法の適用を受ける」との見解であり、このことの審査も必要ではなかったのでしょうか。

極度額に関する参考資料

平成 29 年民法改正（平成 32 年 4 月 1 日施行）において、個人の根保証は極度額を限度として責任を負うこと（改正民法第 465 条の 2 第 1 項）、また、極度額の定めのない保証契約は無効となること（同条の 2 第 2 項）が規定され、これらの規定は、住宅の賃貸借契約に基づく賃料や損害賠償債務等を保証する連帯保証人にも適用されることとなります。

これを踏まえて、国土交通省の「賃貸住宅標準契約書（平成 30 年 3 月版・連帯保証人型）」には、極度額を記載する欄を設けることとしましたが、具体的な極度額の設定にあたっては、貸主及び連帯保証人等の関係当事者間で充分協議を行うことが必要です。

国土交通省においては、具体的な極度額の設定に資するよう、下記調査を実施したところであり、その結果等について、別紙のとおり公表いたしますので、関係当事者間の協議にあたって参考としてください。

（１）家賃債務保証業者の損害額に係る調査

家賃債務保証業者が借主に代わって、貸主に支払った滞納家賃等のうち、借主に求償しても回収することができなかった損害額を調査したものです。

（２）家賃滞納発生に係る調査

賃貸住宅管理会社に対して、家賃滞納の発生から明渡訴訟等に至る 1,000 件あたりの件数や平均的な期間、最終的に借主から回収することができなかった家賃額等を調査したものです。

（３）裁判所の判決における連帯保証人の負担額に係る調査

裁判所の判決において、民間賃貸住宅における借主の未払い家賃等を連帯保証人の負担として確定した額を調査したものです。

2020年4月1日から

保証に関する民法のルールが 大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。この改正では、保証について新しいルールが導入されています。

このパンフレットでは、保証に関する新しいルールについてそのポイントを説明しています。



「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う「主債務者」^{しゅさいむしや}がその債務の支払をしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。

保証人は、主債務者の代わりに主債務者の負った債務を支払うよう債権者から求められることになります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払を強制されることにもなります。

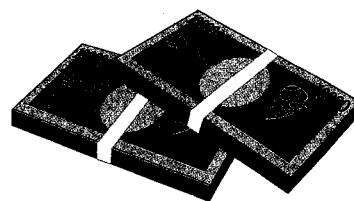
保証人になる際には、このようなリスクがあることを十分に認識しておくことが重要です。

保証契約



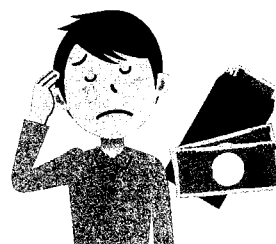
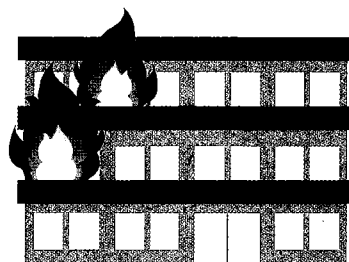
事例1

- ① 企業経営をしている友人が金融機関から2,000万円の融資を受ける際、「迷惑はかけない。」と言われ、仕方なく保証人になった
- ② 友人（主債務者）は経営に失敗して破産。債権者から1億円を請求される
- ③ 自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められる



事例2

- ① 親戚がアパートを賃借する際に、「名前を貸してほしい。」と言われて保証人になった
- ② 親戚（主債務者）の落ち度でアパート全体が焼失したが、親戚にさしたる財産がないため、債権者から多額の損害賠償を請求される
- ③ 完済まで毎月の給料の差押えを受ける



極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。

例えば、保証人となる時点では、現実にはどれだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

例えば、次のようなケースが根保証契約に該当することがあります。

- ①子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証するケース
- ②会社の社長が、会社の取引先との間で、その会社が取引先に対して負担する全ての債務をまとめて保証するケース
- ③親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもがまとめて保証するケース



根保証契約を締結して保証人となる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、次のようなルールが設けられています。

※なお、主債務に貸金等債務（金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務）が含まれる根保証契約については、既に、2005年4月1日から、今回のルールよりも更に厳しいルールが設けられています。このルールは、今回の民法改正の後も変わりません。

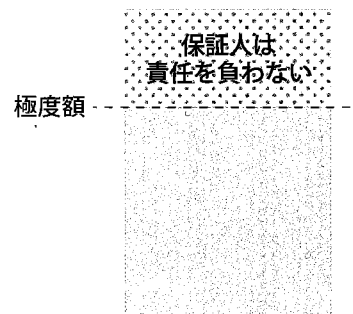
1 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めずに根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



2 特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後発生する主債務は保証の対象外となります。

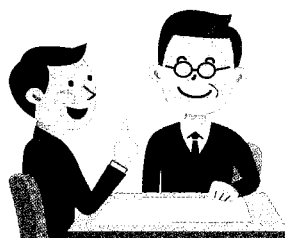
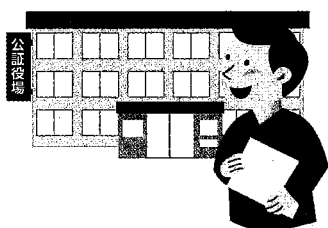
公証人による保証意思確認手続の新設について

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような方々については、不要とされています。

- ①主債務者が法人である場合 その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等
- ②主債務者が個人である場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者



公証人はどんな人ですか。

公証人は、公証人法の規定により、判事（裁判官）、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命しています。

保証意思確認の手続をするには、どこに行けばいいのですか。

公証人は、公証役場（公証人が執務する事務所）を設置して事務を行っています。

公証人は、全国に約500名おり、公証役場は約300箇所あります。
保証意思確認の手続について、嘱託先とすべき公証役場に制限はありません。

日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/>
(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list>

公証人による保証意思確認のの流れ

① 公証役場に行く

これから保証人になろうとする方は、保証契約をする前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の囑託）を行うことになります。保証意思宣明公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。

この手続は、代理人に依頼することができません。本人自身が公証人から意思確認を受けることになります。

② 保証意思の確認

公証人から、保証人になろうとする方が保証意思を有しているのかを確認されます。

保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか（→7頁参照）などについて確認を受けます。このほか、保証人になろうと思った動機・経緯などについても質問されることがあります。

その後、所要の手続を経て、保証意思が確認された場合には、公正証書（保証意思宣明公正証書）が作成されます。

保証意思確認の手続の費用はどのくらいかかりますか。

保証意思確認の手続の手数料は、1通1万1,000円を予定しています。その他の費用については、囑託先となる公証役場にお問い合わせください。



情報提供義務の新設

このほか、保証人のために、次のような情報が提供されるようになります。

❶ 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報

を提供しなければなりません。このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

❷ 主債務の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。

※この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

❸ 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないとされています。

改正の内容についてのより詳しい説明は、
法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/
minji06_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



法務省民事局参事官室
TEL 03-3580-4111 (代)
<http://www.moj.go.jp/>